

一般廃棄物の資源化等に関する支援業務

業務仕様書

真　　庭　　市

目 次

第1 総則.....	1
1 業務概要.....	1
2 一般事項.....	1
第2 業務内容.....	3
1 第2期地域計画策定業務.....	3
2 次期基本計画のモニタリング業務.....	5
3 審議会の運営・支援（令和7年度）.....	5

第1 総則

1 業務概要

(1) 業務の目的

本市では、令和7年度中に真庭市一般廃棄物処理基本計画（以下、「次期基本計画」という）の策定を目指し検討を進めている。また、本市の廃棄物処理・リサイクル施設整備に関しては、真庭地域循環型社会形成推進地域計画を策定し進めてきたが、真庭地域循環型社会形成推進地域計画の計画期間が令和8年3月31日迄となっている状況にある。

本業務では、次期基本計画で定めた目標や施策に関する進捗状況のモニタリングを実施するとともに、今後の廃棄物処理・リサイクル施設整備に関する第2期真庭地域循環型社会形成推進地域計画（以下、「第2期地域計画」という）を策定することを目的とする。

(2) 業務名称

一般廃棄物の資源化等に関する支援業務

(3) 対象地域

真庭市久世ほか地内

(4) 業務期間

契約の日～令和8年3月31日

(5) 業務項目

本業務での実施項目は次のとおりとする。

- 1) 第2期地域計画策定業務
- 2) 次期基本計画のモニタリング業務
- 3) 審議会の運営・支援業務

2 一般事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、本業務に適用する。業務の内容及び範囲は「業務内容」のとおりとする。本仕様書に明記なき事項にあって、本業務に必要な事項が生じた場合、発注者と協議の上、対応を決定する。

(2) 質疑

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、発注者と協議し、これを定めるものとする。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たって関係法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守することとする。

(4) 資料の貸与

本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、発注者が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、発注者に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

(5) 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

(6) 関係官公署との協議

受託者は、受託者及び発注者が関係する関係官公署との協議を必要とするとき、または、協議を求められたときは誠意をもってこれに当たり、遅滞なく発注者に助言、報告しなければならない。

(7) 業務の管理

業務の円滑な推進を図るため、十分な経験や資格を有する技術者を配置しなければならない。

(8) 成果品

ア 成果品の審査

受託者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。

イ 成果品の引渡し

成果品の審査に合格後、成果品を納品し、業務の完了とする。

ウ 成果品の部数

受託者は、業務完了に際し、次の成果品を提出すること。

- 1) 業務報告書（本業務全体を取りまとめたもの） ; 1 部
- 2) 電子データ ; 2 式

(9) 打合せ協議

本業務を行うに当たって必要となる打合せ協議を実施する。打合せ協議は初回、中間、納品時の 3 回を想定するが、必要に応じて適宜実施する。

受注者は、打合せ協議の都度、議事録を作成し、発注者の承諾を得ること。

第2 業務内容

1 第2期地域計画策定業務

本市では、今後「マテリアル推進施設」の整備を予定しており、第2期地域計画の策定に当たって必要となる次の項目について検討すること。なお、第2期地域計画の検討に当たっては、令和6年3月環境省環境再生・資源循環局発出の「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」に沿って作成し、令和7年度に策定予定の真庭市一般廃棄物処理基本計画の内容と整合を図ることに留意すること。

(1) 基本的事項の検討

第2期地域計画の基本的事項として次の内容を取りまとめること。

- 1) 対象地域（鏡野町・美咲町・新庄村を含む）
- 2) 計画期間
- 3) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況
- 4) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容
- 5) 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

(2) 現状と目標の検討

第2期地域計画における対象地域の一般廃棄物の処理の現状と目標について次の内容を取りまとめること。

- 1) 一般廃棄物の処理の現状と目標（全域）
- 2) 生活排水の処理に関する現状と目標（全域）
- 3) 一般廃棄物の処理の現状と目標のフロー図（全域）

- 4) 各構成市町村の一般廃棄物の処理の現状と目標
- 5) 各構成市町村の生活排水の処理に関する現状と目標

(3) 施策の内容の検討

第2期地域計画の目標達成に向けた施策について次の内容を取りまとめること。

- 1) 生活系ごみの処理体制の現状と今後
- 2) 事業系ごみの処理体制の現状と今後
- 3) 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後
- 4) 生活排水処理の現状と今後
- 5) 処理施設等の整備
- 6) 合併処理浄化槽の整備
- 7) 関連するその他の施策

(4) 計画のフォローアップと事後評価

第2期地域計画のフォローアップと事後評価に関して次の内容を取りまとめること。

- 1) 計画のフォローアップ
- 2) 事後評価及び計画の見直し

(5) 添付資料等の作成

第2期地域計画の添付資料等として次の内容を取りまとめること。

- 1) 総括表（交付期間における各交付対象事業の概算事業費）
- 2) 計画開始前過去5年程度から目標年度までの各年度の一般廃棄物の処理に係るトレンドグラフ
- 3) 計画開始前過去5年程度から目標年度までの各年度の生活排水の処理に係るトレンドグラフ
- 4) 対象地域図
- 5) 地域内の施設の現況と予定（位置図）（浄化槽整備区域図及び浄化槽処理促進区域図を含む）
- 6) 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（災害が想定されない地域を除く。）
- 7) 国土強靭化地域計画（事業が記載されているページの抜粋、記載箇所を赤枠）

2 次期基本計画のモニタリング業務

本市では令和7年1月から全市での生ごみの分別回収やごみ処理手数の改定等を実施している。また、令和7年度中には次期基本計画の策定を予定しており、次期基本計画で定めた目標や施策に関する進捗状況を確認しながら、適宜見直しを行っていく必要がある。

本業務では、本市における次期基本計画の進捗状況のモニタリングに関する計画を立案するとともに、初年度におけるモニタリングを実施するものとする。

(1) モニタリング計画書の作成

次期基本計画で定めた目標や施策に関する進捗状況を確認するためのモニタリング計画を作成すること。

モニタリング計画については継続的に把握可能となる計画とし、「モニタリング対象」「モニタリング方法」「モニタリング頻度」等を定めること。

(2) 次期基本計画のモニタリング調査

モニタリング計画書に基づき、計画初年度におけるモニタリング調査を実施すること。モニタリング調査に要する費用は事業者の負担とするが、現地調査を実施する場合の場所等は市側で提供可能な範囲で協力する。

(3) モニタリング報告書の取りまとめ

調査の結果を踏まえ、モニタリング調査報告書として取りまとめる。報告書の取りまとめに当たっては、モニタリング調査の目的を明確にし、今後の進捗状況が明確にできるよう配慮すること。

3 審議会の運営・支援（令和7年度）

本市では、廃棄物の減量推進及び適正処理等の調査審議を行うため、真庭市廃棄物減量等推進審議会を設置している。本業務の実施に当たって、審議会の令和7年度における運営支援として次の検討を行う。

なお、審議会は1回程度実施することを想定しており、各審議会で用いる資料を作成すること。

(1) 審議会資料作成

審議会で必要となる資料の作成を行い、審議会での資料はわかりやすく配慮する。

（2）審議会等説明補助

審議会での説明補助を行うとともに、審議会に先立って実施する委員長への事前レクでの説明補助を行う。また、審議会の議事録作成を行い、本市に提出する。